平成27年度

大分市の教育



大分市教育委員会

大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日 大分市条例第2号

(目 的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の 平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本 理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることによ り、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって 平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

(実熊調査)

第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要 に応じ実態調査等を行うものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●表紙の作品について

河合 誓徳(かわい せいとく)

釉裏紅映(ゆうりこうえい)1992(平成4) 磁器 6.0cm×43.2cm×43.2cm

「釉裏紅」は中国が元(げん)と呼ばれた時代に「染付(そめつけ)、白磁青花(はくじせいか)」とともにさかんになった手法で、白磁(はくじ)の素地(きじ)に銅の成分を含む顔料で文様を描(か)き、還元焔(かんげんえん)で焼き上げたものです。銅の発色が不安定なため、紅(べに)の文様が黒ずんだり、消えてしまったりすることが多く、染付ほど普及せず最も難しいとされています。この作品は、釉裏紅があざやかに発色しており、特徴である周囲の淡い紅色のにじみは、いっそう葉鶏頭(はげいとう)のおおらかな様、伸びやかな様を効果的に見せています。また、中央部から下方に見られる黒と紅の配色は、八角の皿いっぱいに収められた葉鶏頭に安定感を持たせています。